

要望事項（優先順位 3）

京都市明徳児童館学童クラブ登録児童数増加に伴う育成室の増築要望について

要 旨

児童福祉法の改正により、学童クラブの対象が小学校就学中の児童となり、京都市においても2015年度から学童クラブ事業の対象が小学3年生から6年生までに拡大されました。また、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が定められ、「専用区画の面積が児童1人につき、おおむね1.65m²以上でなければならない」と示されています。

明徳児童館では、2019年度から、児童1人当たりの面積基準を下回る状況となり、2020年度登録児童数は1年生から6年生まで169人、2021年は179人（低学年133人、高学年46人）、2022年は172人（低学年122人、高学年50人）と毎年170名程度の登録があります。

面積基準を下回る点については、明徳小学校の北校舎3階の少人数指導のための教室や児童会活動に使用する教室を、放課後の学童クラブ室に借用して、面積基準を満たして事業を実施しています。

しかし、この状況では、学童クラブが別の教室に分かれ、学童の指導及び管理上の人員が十分ではなくなり、安全上の問題が生じてまいります。また、明徳小学校の日常の教育活動に支障を及ぼし、制約を与えることも考えられます。

今後、少子化は進行するものの、共働き家庭の一層の増加により、学童クラブ登録児童数の増加が予想されます。

つきましては、児童館育成室の北側に隣接してプレハブを設置することにより、育成室を拡張し、現職員配置による安全管理が行き届く中で、全ての登録児童が同じ環境で学童クラブの生活が送ることができるよう、必要なスペースの増築を強く要望いたします。

明徳児童館学童クラブ保護者会や地域の明徳児童館運営協力会においては、面積基準を下回る状況で、地域の子どもの育成が行われておりますことを学童の安全面より大変危惧しております。一刻も早い対処をお願いいたします。

回 答

（子ども若者はぐくみ局）

学童クラブ事業の面積基準については、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」において、学童クラブ事業の実施場所は、利用児童1人当たりおおむね1.65m²以上の面積を確保することとしています。明徳児童館においては、これまでから、教育委員会との連携の下、小学校の余裕教室の活用等を行っており、令和4年度現在も、条例に定めた基準に基づく実施場所を確保することができますが、何らかの理由によって現在のスペースを使用することができなくなった場合、この基準を満たすことができなくなる可能性があることは御指摘のとおりです。

しかしながら、このような可能性は、小学校の余裕教室など、学童クラブ固有の施設以外の実施場所を活用している学童クラブにはすべからく生じるもので、本市の児童館・学童クラブ事業においては、登録児童数の増加による実施場所の確保や施設

の老朽化など、明徳児童館以外にも多くの課題を抱えており、厳しい財政状況の下、優先順位をつけてこれらの解消を図っていく必要があります。明徳児童館においても、面積基準を下回る可能性が相当程度に高い場合には、何らかの対応を行う所存ですが、現下の状況で、御提案のような予防的措置を取ることは困難ですので、御理解願います。